

令和6年1月23日
健康福祉部高齢者支援課

報道関係者 各位

介護保険事業者に対する行政処分について

介護報酬の不正請求等を行った訪問介護事業所の指定を下記のとおり取り消しました。

記

1 事業所の概要

法人名・代表者職氏名 株式会社シンセイ 代表取締役 黒田 正義
サービス種類 訪問介護
事業所名称（住所）訪問介護事業所新生（最上郡戸沢村大字蔵岡字出舟1667）

2 処分の概要

訪問介護事業所新生（事業所の指定日 令和4年3月14日）
不正請求額 約105万円（令和4年3月14日～令和5年6月30日分）
処分の内容 指定の取消し
処分の理由
①常勤専従の管理者を1年以上適正に配置していないこと
②サービス提供記録がないにもかかわらず、サービス提供したとする実績報告を行い、不正に介護報酬を請求したこと
③同一の訪問介護員が同時に複数の利用者にサービスを提供した記録を作成し、不当に高い区分で介護報酬を請求したこと
④同一建物に居住する利用者に対して訪問介護サービスを提供したにもかかわらず、減算せずに介護報酬を請求したこと
⑤常勤配置が必要である管理者の配置について、常勤を満たしていないにもかかわらず、監査において常勤である旨の偽造書類（勤務割表）を提出し、虚偽の報告をしたこと

3 処分日及び処分の効力発生日

- (1) 処分日 令和5年12月25日
(2) 処分の効力発生日 令和6年1月23日（※）

※利用者及び利用者家族に支障を招くことのないよう、代替サービスの利用や他法人施設への入所調整を行った後に、処分の効力を発生させるものです。

4 利用者に係る代替サービスの確保について

現時点で他の訪問介護事業所による代替サービスを確保しており、利用者及び利用者家族に支障のないよう対応しております。

問合せ先：健康福祉部高齢者支援課
課長補佐（事業指導・介護人材育成担当） 佐藤
電話 023-630-3120
報道監 健康福祉部次長 柴田